

第 1 0 3 期 決 算 公 告

平成19年6月29日

住所 松山市勝山町 2丁目 1番地
株式会社 愛 媛 銀 行
頭 取 中 山 紘 治 郎

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	41,015	預 金	1,426,930
現 金	23,494	当 座 預 金	59,922
預 け 金	17,520	普 通 預 金	435,937
コ ー ル ロ ー ン	54,773	貯 蓄 預 金	7,150
買 入 金 銭 債 権	143	通 知 預 金	22,150
商 品 有 価 証 券	258	定 期 預 金	851,635
商 品 国 債	258	定 期 積 金	6,753
有 価 証 券	207,922	そ の 他 の 預 金	43,378
国 債	80,647	譲 渡 性 預 金	57,879
地 方 債	35,232	借 用 金	17,706
社 債	40,204	借 入 金	17,706
株 式	47,280	外 国 為 替	18
そ の 他 の 証 券	4,558	売 渡 外 国 為 替	18
貸 出 金	1,278,518	社 債	13,000
割 引 手 形	27,280	そ の 他 負 債	6,879
手 形 貸 付	180,052	未 払 法 人 税 等	499
証 書 貸 付	948,499	未 払 費 用	1,717
当 座 貸 越	122,686	前 受 収 益	1,353
外 国 為 替	694	給 付 補 て ん 備 金	3
外 国 他 店 預 け	198	金 融 派 生 商 品	95
買 入 外 国 為 替	130	そ の 他 の 負 債	3,209
取 立 外 国 為 替	365	役 員 賞 与 引 当 金	54
そ の 他 資 産	5,269	退 職 給 付 引 当 金	1,601
前 払 費 用	53	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	347
未 収 収 益	1,507	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,401
金 融 派 生 商 品	89	支 払 承 諾	14,697
そ の 他 の 資 産	3,619	負 債 の 部 合 計	1,545,516
有 形 固 定 資 産	32,761	(純 資 産 の 部)	
建 物	7,081	資 本 金	19,078
土 地	22,280	資 本 剰 余 金	13,214
建 設 仮 勘 定	778	資 本 準 備 金	13,213
その他の有形固定資産	2,620	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
無 形 固 定 資 産	585	利 益 剰 余 金	31,573
ソ フ ト ウ エ ア	481	利 益 準 備 金	4,645
その他の無形固定資産	103	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,927
繰 延 税 金 資 産	8,694	退 職 給 与 積 立 金	270
支 払 承 諾 見 返	14,697	有 形 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	37
貸 倒 引 当 金	20,527	別 途 積 立 金	20,483
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,136
		自 己 株 式	148
		株 主 資 本 合 計	63,718
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,641
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,930
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,572
		純 資 産 の 部 合 計	79,290
資 産 の 部 合 計	1,624,806	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,624,806

損益計算書

平成18年4月 1日から

平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目		金	額
経常	収 益		42,261
資	金 運 用 収 益	35,419	
	貸 出 金 利 息	31,460	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,611	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	806	
	預 け 金 利 息	1	
	そ の 他 の 受 入 利 息	539	
役	務 取 引 等 収 益	4,602	
	受 入 為 替 手 数 料	1,391	
	そ の 他 の 役 務 収 益	3,210	
そ	の 他 業 務 収 益	572	
	外 国 為 替 売 買 益	259	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	4	
	国 債 等 債 券 売 却 益	262	
	国 債 等 債 券 償 還 益	46	
そ	の 他 経 常 収 益	1,666	
	株 式 等 売 却 益	1,030	
	そ の 他 の 経 常 収 益	636	
経常	費 用		32,800
資	金 調 達 費 用	3,334	
	預 金 利 息	2,532	
	譲 渡 性 預 金 利 息	167	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	3	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	3	
	借 用 金 利 息	294	
	社 債 利 息	259	
	金 利 スワップ 支 払 利 息	8	
	そ の 他 の 支 払 利 息	66	
役	務 取 引 等 費 用	2,893	
	支 払 為 替 手 数 料	256	
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,637	
そ	の 他 業 務 費 用	1,221	
	国 債 等 債 券 売 却 損	1,162	
	金 融 派 生 商 品 費 用	34	
	そ の 他 の 業 務 費 用	24	
営	業 経 費	20,526	
そ	の 他 経 常 費 用	4,824	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,361	
	貸 出 金 償 却	1,095	
	株 式 等 売 却 損	105	
	株 式 等 償 却	456	
	そ の 他 の 経 常 費 用	805	
経	常 利 益		9,460
特	別 利 益		35
	固 定 資 産 処 分 益	20	
	償 却 債 権 取 立 益	15	
特	別 損 失		738
	固 定 資 産 処 分 損	143	
	減 損 損 失	209	
	そ の 他 の 特 別 損 失	385	
税 引 前	当 期 純 利 益		8,756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,017
法 人 税 等 調 整 額			2,617
当 期 純 利			5,121

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年～50年
動 産	3年～10年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,088百万円であります。

11. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

13. 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号平成 17 年 11 月 29 日）の公表等を機に、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業経費は 38 百万円減少、その他の特別損失は 385 百万円増加し、税引前当期純利益は 347 百万円減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. ヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

18. 関係会社の株式及び出資総額	1,715 百万円
19. 関係会社に対する金銭債権総額	7,178 百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額	23 百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額	18,961 百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額	1,384 百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	動 産	3,032	百万円
	その他	1	百万円
	合 計	3,033	百万円
2. 減価償却累計額相当額	動 産	1,293	百万円
	その他	0	百万円
	合 計	1,293	百万円
3. 期末残高相当額	動 産	1,739	百万円
	その他	0	百万円
	合 計	1,740	百万円
4. 未経過リース料	1 年内	504	百万円
期末残高相当額	1 年超	1,236	百万円
	合 計	1,740	百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	489	百万円	
減価償却費相当額	489	百万円	

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,113百万円、延滞債権額は32,182百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は643百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,053百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,993百万円であります。

なお、24. から 27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,280百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,732百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,974百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券34,827百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は272百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,961百万円下回っております。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。

32. 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,100百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,100百万円減少しております。

34. 1株当たりの純資産額 446円80銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

35. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、106百万円であります。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	258	▲1

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	12,044	12,322	277	277	-
合 計	12,044	12,322	277	277	-

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	30,138	43,975	13,836	14,411	574
債 券	143,101	141,779	▲1,322	414	1,736
国 債	81,588	80,647	▲941	155	1,097
地方債	23,669	23,187	▲481	19	500
社 債	37,843	37,944	100	239	138
その他	3,636	3,952	315	326	10
合 計	176,877	189,706	12,829	15,151	2,322

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 5,188 百万円を差し引いた金額 7,641 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について 452 百万円減損処理を行っております。当行の減損処理基準は、簿価に対して時価の下落率が 50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する可能性がないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
55,873	1,292	1,268

38. 時価のない有価証券の内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	2,260
子会社・子法人等株式、出資金	1,705
その他有価証券 非上場株式 出資金	2,109 96

39. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債 券	18,261	59,245	60,997	17,579
国債	5,291	24,838	32,938	17,579
地方債	2,976	14,340	17,915	-
社債	9,993	20,066	10,143	-
その他	-	171	-	42
合 計	18,261	59,417	60,997	17,621

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,791百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が148,159百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	12,607	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	647	
減価償却損金算入限度額超過額	470	
その他	1,060	
繰延税金資産小計	14,787	
評価性引当額	879	
繰延税金資産合計	13,907	

繰延税金負債

有形固定資産圧縮積立金	25	
その他有価証券評価差額	5,188	
繰延税金負債合計	5,213	
繰延税金資産の純額	8,694	

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本および評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は79,290百万円であります。

(2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「有形固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3)純額で「繰延ヘッジ利益」として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

43.「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

44.単体自己資本比率(国内基準) 9.08%

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	2 4 1 百万円
役務取引等に係る収益総額	2 8 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3 9 百万円
その他の取引に係る収益総額	- 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	1 1 5 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	8 9 0 百万円
その他の取引に係る費用総額	- 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 3 1 円 8 6 銭

4. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

5. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 2 0 9 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	愛媛県外	営業店舗 2 か所	土地	144 百万円
		社宅 2 か所	土地及び建物	64 百万円
				(うち土地 59 百万円)
				(うち建物 4 百万円)
合計				209 百万円
				(うち土地 204 百万円)
				(うち建物 4 百万円)

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成 14 年 7 月 3 日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

6. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権 等の所有割合	関連当事者 との関係	取引金額 (百万円)	取引の 内容	期末残高 (百万円)
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市	50	クレジット カード業	90%	・ 役員の兼任(2人) ・ 金銭貸借 ・ 預金取引 ・ 支払承諾	保証料の 支払 115 代位弁済の 受入 58	当行貸 出金の 被保証	被保証残高 32,496

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である(株)愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	41,017	預 金	1,423,664
コールローン及び買入手形	54,773	譲 渡 性 預 金	57,879
買 入 金 銭 債 権	143	借 用 金	24,408
商 品 有 価 証 券	258	外 国 為 替	18
有 価 証 券	207,629	社 債	13,000
貸 出 金	1,274,819	そ の 他 負 債	8,517
外 国 為 替	694	役 員 賞 与 引 当 金	54
そ の 他 資 産	7,837	退 職 給 付 引 当 金	1,655
有 形 固 定 資 産	39,767	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	347
建 物	7,084	利 息 返 還 損 失 引 当 金	47
土 地	22,280	繰 延 税 金 負 債	22
建 設 仮 勘 定	778	再評価に係る繰延税金負債	6,401
その他の有形固定資産	9,623	支 払 承 諾	14,697
無 形 固 定 資 産	1,586	負 債 の 部 合 計	1,550,713
ソ フ ト ウ エ ア	486	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	1,100	資 本 金	19,078
繰 延 税 金 資 産	8,976	資 本 剰 余 金	13,214
支 払 承 諾 見 返	14,697	利 益 剰 余 金	32,564
貸 倒 引 当 金	20,866	自 己 株 式	148
		株 主 資 本 合 計	64,709
		その他有価証券評価差額金	7,797
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,930
		評価・換算差額等合計	15,728
		少 数 株 主 持 分	183
		純 資 産 の 部 合 計	80,621
資 産 の 部 合 計	1,631,334	負債及び純資産の部合計	1,631,334

連結損益計算書

〔 平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで 〕

(単位 :百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		45,900
資 金 運 用 収 益	35,909	
貸 出 金 利 息	31,585	
有価証券利息配当金	2,622	
コールローン利息及び買入手形利息	806	
預 け 金 利 息	2	
そ の 他 の 受 入 利 息	893	
役 務 取 引 等 収 益	4,953	
そ の 他 業 務 収 益	3,364	
そ の 他 経 常 収 益	1,673	
経 常 費 用		36,301
資 金 調 達 費 用	3,374	
預 金 利 息	2,531	
譲 渡 性 預 金 利 息	167	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3	
債券貸借取引支払利息	3	
借 用 金 利 息	332	
社 債 利 息	259	
そ の 他 の 支 払 利 息	76	
役 務 取 引 等 費 用	2,836	
そ の 他 業 務 費 用	1,673	
営 業 経 費	23,244	
そ の 他 経 常 費 用	5,173	
貸倒引当金繰入額	2,400	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,773	
経 常 利 益		9,598
特 別 利 益		238
固 定 資 産 処 分 益	20	
償 却 債 権 取 立 益	218	
特 別 損 失		761
固 定 資 産 処 分 損	145	
減 損 損 失	209	
そ の 他 の 特 別 損 失	406	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,116
法 人 税 等 調 整 額		2,727
少 数 株 主 利 益		8
当 期 純 利 益		5,222

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4 社

会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド 2004

投資事業有限責任組合 えひめガイヤファンド

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 3 社

会社名

投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド 2004

投資事業有限責任組合 えひめガイヤファンド

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 20 号平成 18 年 9 月 8 日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度より、上記匿名組合を新たに持分法適用範囲に含めております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 4 社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。
3. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
4. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については連結決算期末月 1 カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
5. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
6. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
7. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 34 年～50 年

動 産 3 年～10 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として 5 年)に基づいて償却しております。
9. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
10. 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
11. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行20,088百万円、連結される子会社及び子法人等548百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

12. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、税金等調整前当期純利益は54百万円減少しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による 定額法により費用処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
----------	--

14. 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業経費は38百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税金等調整前当期純利益は347百万円減少しております。

15. 利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積もり、計上しております。

「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号)が公表され、当連結会計年度より当該引当金計上額の見積もり方法を変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益が47百万円減少しております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 当行のヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

18. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによって

おります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

19. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

20. 関係会社の株式及び出資総額 5 1 9 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 1 9 , 0 0 2 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 1 , 3 8 4 百万円

23. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3 , 1 1 3 百万円、延滞債権額は 3 3 , 7 7 9 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 6 4 3 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1 3 , 0 5 3 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 5 0 , 5 9 0 百万円であります。

なお、24. から 27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2 7 , 2 8 0 百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2 , 7 3 2 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1 , 9 7 4 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 3 4 , 8 2 7 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 2 7 7 百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してお

ります。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 10,961 百万円下回っております。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,300 百万円が含まれております。

32. 社債は、劣後特約付社債 13,000 百万円であります。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,100 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ、支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 1,100 百万円減少しております。

34. 1 株当たりの純資産額 453 円 27 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出することとしております。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 38. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	258	1

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	30	29	0	-	0
地方債	12,044	12,322	277	277	-
合計	12,074	12,352	277	277	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	30,518	44,646	14,127	14,702	574
債 券	143,101	141,779	1,322	414	1,736
国 債	81,588	80,647	941	155	1,097
地方債	23,669	23,187	481	19	500
社 債	37,843	37,944	100	239	138
その他	3,656	3,971	315	326	10
合 計	177,276	190,397	13,120	15,443	2,322

なお、上記の評価差額から繰延税金負債5,305百万円を差し引いた額7,814百万円のうち少数株主持分相当額17百万円を控除した額7,797百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	55,873	1,292	1,268

37. 時価のない有価証券の内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社債	2,431
その他有価証券 非上場株式 出資金	2,114 611

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	18,351	59,336	61,017	17,579
国 債	5,321	24,838	32,938	17,579
地方債	2,976	14,340	17,915	-
社 債	10,053	20,157	10,163	-
その他	-	171	-	42
合 計	18,351	59,508	61,017	17,621

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は170,668百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が169,036百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契

約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	8,493	百万円
年金資産（時価）	8,547	
未積立退職給付債務	54	
会計基準変更時差異の未処理額	-	
未認識数理計算上の差異	1,709	
未認識過去勤務債務	-	
連結貸借対照表計上額の純額	1,655	
前払年金費用	-	
退職給付引当金	1,655	

41．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことから、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のう え表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は80,437百万円であります。

(2)「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4)「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「其他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「其他有形固定資産」として、また「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「其他資産」として表示しております。

「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42．「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

43．「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

44．連結自己資本比率（国内基準） 9.10%

連結損益計算書注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額 3 2 円 4 9 銭
4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,2 1 3 百万円、債権売却損 6 3 0 百万円を含んでおります。
5. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 2 0 9 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	愛媛県外	営業店舗 2 か所 社宅 2 か所	土地 土地及び建物	144 百万円 64 百万円 (うち土地 59 百万円) (うち建物 4 百万円)
合計				209 百万円 (うち土地 204 百万円) (うち建物 4 百万円)

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成 14 年 7 月 3 日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。